

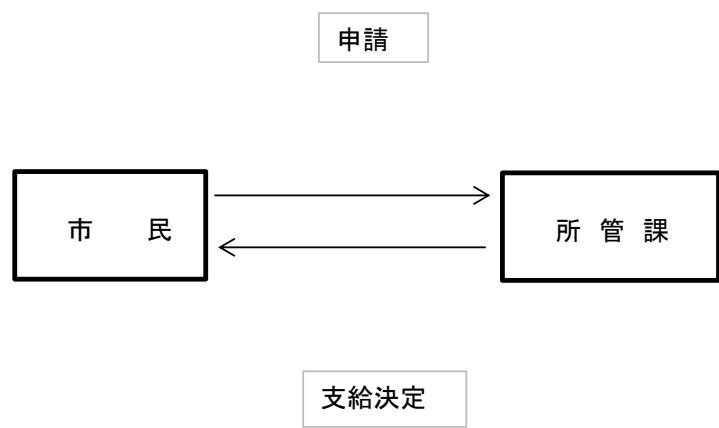
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 72

処 分 名	ひとり親家庭医療費受給者証の再交付	
処 分 の 概 要	申請により、必要があると認めた場合には、受給者証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)	
条 項	第8条第2項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第7条の受給資格の認定を受けた者で、既に第8条第1項の受給者証の交付を受け、現に資格要件を満たしていることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 「松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」 (受給資格の認定) 第7条 助成対象者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 (受給者証) 第8条 市長は、前条の申請があつた場合において、医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請に係る助成対象者に受給者証を交付する。 2 受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、規則で定めるところにより、再交付を申請しなければならない。 3 受給者証の再交付を受けたときは、従前の受給者証はその効力を失う。 4 助成対象者が資格要件を欠くに至つた場合は、受給者証を市長に返還しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。